

近代日本における禁酒運動のパラダイム

二宮 一枝

要旨 我が国の禁酒運動は近代的産物であり、私的な運動から公的な運動そして国家的政策となったこと、そのパラダイムは、「宗教としての禁酒」、「節約としての禁酒」、「医学（公衆衛生）としての禁酒」を経て「政策としての禁酒」であることを、具体的な史料をもとに明らかにした。また、「禁酒村」の実践史実から、日本古来の酒のもつ「土俗性」に由来すること、そのために「土俗の群」の主体的参加が必須であり、衛生教育が重要であると言える。そして、生活習慣病予防としての「適正飲酒」を推進するためには、史的観点からの生活概念も必要であることが示唆された。

キーワード：禁酒運動、パラダイム、公衆衛生看護、近代、日本

はじめに

我が国の公衆衛生看護における酒と健康の問題は、日本赤十字社社会看護婦養成規定（1928年）の「社会的疾病予防に関する科目（急性伝染病、結核、性病、精神病、酒精中毒等）」にその端緒をみることができる¹⁾。現在は、「健康日本21」の一領域として生活習慣病予防の観点から、計画的に適正飲酒を推奨することになった²⁾。この変遷は、単に医学の発達のみでなく、飲酒・禁酒に関する社会的背景が関与している。社会・経済要因や文化・歴史に着目することは、公衆衛生看護診断上も重要であり³⁾、時代のパラダイムへの視角も必要である。とりわけ、地域ぐるみで禁酒・節酒運動を推進するには、地域の特性を把握し、人々の禁酒に関する時代体験・認識を理解することが必須となる。

我が国の近代期における禁酒会は、治療を主目的とする断酒会とは異なり、特定の信仰集団、年齢集団あるいは一定地域（町村あるいは旧村単位）の住民全員が加入する禁酒会いわゆる禁酒村も誕生する。しかしながら、禁酒会・禁酒村並びに禁酒運動に関する研究は、明治・大正の酒に関する世相史⁴⁾を除けば、史的事実の報告^{5) - 8)}にとどまっており、明治から昭和初期までの史の変遷とそのパラダイムに関する論考はみられない。

そこで、本稿は日本国民禁酒同盟並びに岡山禁酒同盟の機関誌、岡山県の地方史・社会事業史等の2次史料と禁酒禁煙会台帳及び貯金通帳等の1次史料をもとに、近代日本における禁酒運動の史の変遷を分析し、そのパラダイムを明らかにすることを目的とした。

1. 宗教（基督教・仏教）と禁酒

1875（明治8）年、基督教とともに横浜から禁酒運動が始まった。続いて1876年には札幌農学校で伊藤一隆等が禁酒運動を起して「護国の盾」を発刊し、翌年には内村鑑三等が加盟した。この頃漸次基督教徒が増加し、宗派を問わず殆どが禁酒禁煙の約をしたといわれる。1886年林翁等が横浜禁酒会を結成し「横浜禁酒雑誌」を発刊するが、後に日本禁酒会と改称し「日本禁酒雑誌」と改題した。また、この年には津田仙が『酒の害』を出版し、後に禁酒雑誌「日の丸」を創刊する。同年、矢島揖子等が日本婦人矯風会を起すと共に、東京婦人禁酒会を結成し、1894年には婦人矯風会等を中心に廃娼運動「廓清会」（雑誌「廓清」）が結成された。岡山県では、県の近代医学導入施策と連動して基督教布教が盛んになり、1877年に笠岡禁酒会、1887年に岡山禁酒会が発足し断続的な活動をしていた。戊申詔書

発布の1908年には、岡山（河本乙五郎濟世顧問）・倉敷（林氏）・早島（綱島氏）等の禁酒会が相次いで発足し、1914年には岡山禁酒同盟結成に至る⁷⁹⁾。このように、基督教並びに矯風運動関連の禁酒運動が主であった。

しかし、1880年代からは仏教関係にも京都から禁酒運動が起こった。当時、新島襄の基督教による新しい教育（同志社）に刺激されて、仏教にも近代文化を積極的に採り入れる気運があり、特に本願寺（浄土真宗）は積極的であった。本願寺普通教校（龍谷大学前身の大教校の予備門）生徒有志（代表は後の仏教学者で東大教授となる高楠順次郎）が、酒宴が日常化している仏教界を改めるべく1886年4月に「反省会」を結成し、1888年に「反省会雑誌」（後の「中央公論」）を刊行した¹⁰⁾¹¹⁾。そして、仏教界の禁酒運動は、神道国教化政策による危機意識によって一層広まっていく。岡山県では、1917年に黒住教（河本正二）、1919年に仏教（高橋慈本）関係の禁酒会が発足した⁷⁾。なお、この両首唱者は、先の岡山禁酒会（基督教）の河本乙五郎と共に、濟世顧問でもあった。濟世顧問とは、一般的に現行民生委員の先駆とされる岡山県濟世顧問制度（1917年）によるものであるが、その本質は公衆衛生の揺籃とも言うべき、濟世顧問の裁量によるまちづくりでもあり、この禁酒会は後に濟世事業へと発展していく¹²⁾。

2. 勤儉貯蓄と禁酒

1) 勤儉貯蓄政策

近代国家政策としての勤儉貯蓄の開始は、貯金預規則（1875年）による郵便貯金とされている。特に、不況打開と戦争のため、貯蓄政策は勤労・節約の道徳的な意味を付与して推進されることになる。まず、紙幣整理政策（1885年）による深刻な不景気、続く日清・日露戦争の軍資確保に国民が総動員される。一方、町村制施行に伴い、町村は町村民の生活のための公共政策（道路整備や伝染病舎建設、小学校の建設・運営等）の基本財産を蓄積する必要に迫られた。町村民の勤労と節約を奨励する一方で、植林事業等によって公共財産の確保と運用にも取り組むこととなった⁵⁾。したがって、個人の貯蓄のみでなく、町村の基盤整備のための財源を、町村民の共同貯蓄によって確保するという方法も登場してくることに注目しなければならない。このような状況

を背景に、町村（旧村）単位の貯蓄組合結成が奨励され、同時に産業組合（信用部）が発展する。そして、貯蓄の目的あるいは方法として、禁酒・禁煙が登場することになる。とりわけ、戊申詔書（1908年）、民力涵養五大要項（1919年）、国民精神作興詔書（1923年）の影響は極めて大きい。

岡山県での貯蓄を目的とする禁酒会の先駆となった鴨方禁酒禁煙会（1912年）についてみていこう。鴨方は備中杜氏の町で有名であり、醸造業も多い地域であるものの、町村制施行後の自治体運営上、収入役（天台宗）が首唱して地区ぐるみで貯蓄をしたと考えられる。最初は貯蓄組合からスタートしたが、産業組合法施行後は、産業組合信用購買組合（のち農協に発展）に貯蓄し、増資をめざした¹³⁾。従って、岡山禁酒同盟には参加しなかった⁷⁾。一方、岡山県都窪郡の勤労貯金組合同規約準則（1917年8月）をみると、その目的は「共同的精神を健全に発展せしむる一方法として共同貯金をなすこと」である。その遵守事項（10項目）には、「一般衛生思想の普及」や「社会事業の助成」があり、さらには「隣保相扶の淳風良俗を尊重し之が助成を図ると同時に地主小作間又は資本家労働者間の共済諧和に努むること」が謳われている¹⁴⁾。共同的精神の発展のための貯蓄であり、その実行項目に保健・福祉・労働問題が登場してくることは注目に値する。次に、民力涵養五大要項・国民精神作興詔書についてみる。岡山県では1922年に勤儉貯蓄奨励と日常生活改善を目的として岡山節約同盟会が結成され、実行項目（8項目）が定められた。このなかで、「献酬廃止」「日常生活費の緊縮」等、節酒が位置づけられ、毎月一日十五日の「節約デー」が実施された。さらに、関東大震災を機に発布された国民精神作興詔書に基づき、勤儉奨励中央委員会が設置された。岡山県では、勤儉奨励地方委員会を設置、岡山県勤儉貯蓄奨励規定を発布（1924年10月3日）した。各郡役所は管内町村に貯蓄組合結成と貯蓄実績額の報告を義務づけた⁵⁾。なかでも、苫田郡は勤儉貯蓄奨励規定並びに、「苫田郡各町村協定」を設け、そのなかで、社会生活における各種の陋習を矯正し、簡素な生活とするために、禁酒・禁煙あるいは節減をすること、宴会の酒は1人2合以内を限度とすること等を申し合わせた¹⁴⁾。ここに「(公のための) 勤儉貯蓄としての禁酒・節酒」が登場したと言えよう。

2) 禁酒村と全国組織の誕生

地域ぐるみの「禁酒村」は、1887年、北海道の樺法華・奥尻の2か所で誕生したとされているが、詳細は不詳である⁷⁾。その後、日清戦争を経て1898年に日本国民禁酒同盟が結成され、初代会長に安藤太郎（本邦禁酒事業の父）、副会長には根本正、林翁が就任した。雑誌「国の光」を発刊し、1901年来、帝国議会に「未成年者禁酒法案」を提出した。日露戦争後の1908年には戊申証書が発布され、岡山県では1912年に先述の鴨方禁酒禁煙会が発足した。1917年の日本国民禁酒同盟甲府大会では、大阪禁酒会が禁酒運動に宗教的色彩を除く事を提議したが、議了するに至らず、大阪禁酒会は翌年に独立した。1921年3月13日に初めて「禁酒デー」宣伝を行い啓発活動に努めた。1922年に念願の未成年者禁酒法案が成立、1924年には日本少年禁酒軍を発会させ、未成年者対策に力を注いだ。また、関東大震災を機に9月1日を「禁酒日」（後「酒なし日」と改称）に制定、ラジオ、チラシ、レコード（歌）、百人一首、カレンダー等工夫した啓発活動を行い、1927年には禁酒村をつくる運動を展開した¹⁵⁾。結果、1930年には「酒造家其他の団結堅く反禁酒運動著しく組織的となる。しかも滑稽なるは各所に飲酒大会（競飲）を開きて喧嘩、脳溢血即発等の惨劇を演ずる事少なからず」という状況に至る⁷⁾。

ここで、禁酒村の実績をみていきたい。北海道の樺法華・奥尻と岡山県の鴨方以降、1919年に岡山県小田郡堺村（現井原市美星町）で全村禁酒の禁酒会（首唱者三浦伊助済世顧問）が誕生した¹²⁾。続いて1924年、岡山県苫田郡上斎原村赤和瀬部落（首唱者藤木勇次郎済世顧問、後に村全体）、石川県河合谷村、福井県西谷村、群馬県富岡町内部落（1926年）、滋賀県宮村、深山口村、鳥取県に10部落が誕生した（1929年）。1930年の昭和恐慌と農山漁村更生運動下では、岡山県中谷村はじめ北海道音更村、長野県大門村、山形県長瀬村、青森県三好村、神奈川県大澤村、香川県栗井村、佐賀県名護屋村に禁酒村（部落）が誕生した¹⁶⁾⁻¹⁸⁾。1933年には全国で禁酒村17、準禁酒村106となった（表1）。

3. 禁酒と医学（公衆衛生）

禁酒運動は宗教から脱却し、戦争・大震災等を背景に「（公のための）勤儉貯蓄としての禁酒・節酒」へと進展してきたが、医学の発達との関連を確認しておきたい。

アルコール依存症の診断・治療は明治後期から登場する。1883年の診断基準では、偏狂の一種である「嗜酒」とされている。1902年に発足した日本神経学会雑誌第1巻の呉秀三・松原三郎の原著論文では「嗜酒狂」、東京巢鴨病院年報報告の入院患者分類では「酒狂」の呼称が用いられている¹⁹⁾。公衆衛生看護では1928年に社会的疾病として扱われていることは先述したとおりである。岡山県では1917年に創設された済世顧問制度によって、防貧概念としての禁酒が登場する。つまり、先述の堺村の済世顧問である三浦伊助（医師）によって、村の旧慣（特に葬式）・悪弊である飲酒は社会病であると認識されたのである。

大正末期の禁酒問題と医学との関係については、社会局嘱託医学博士熊谷直三郎が、日本国民禁酒同盟機関誌の論説「禁酒の科学的意義に就いて」で、「今までの禁酒は宗教家などが民を戒めたが、近代科学の進歩によって禁酒の根拠が明白になり、禁酒問題を合理化させている」と述べている²⁰⁾。

1) 日本国民禁酒同盟機関誌『禁酒の日本』にみる科学的根拠（医学）

医学博士林春雄は、「大酒家の病気は、心臓・腎臓・肝臓に悪いこと、慢性アルコール中毒、統計的に食道癌が多いことは周知である。しかし、少量でも酒は毒であり、節酒は困難であるので、禁酒が必要である」と述べている²¹⁾。

続いて、貴族議員・医学博士（東大名誉教授・帝国学士会員）で生理学の泰斗であった大澤謙二は、未成年禁酒法提出時に、貴族院で最初に賛成演説を行い、二十五歳禁酒法通過に尽力する旨を宣言していた。大澤は、「酒の十悪」を次のように説く。即ち、酒は、体質悪化、疾病に罹りやすくなるし、治療しにくい。肺病・梅毒・虎列刺等の伝染病に対する感受性を増加し、逆に免疫性を減却する。従って、寿命を短くする。さらに、悪性を子孫に伝え、人種を劣等にさせ、生殖の力を衰えさせ、産児の数を減ずる。他人に危害を加え自殺を促し其他の災害を醸すと続き、病院、養育院、孤児院、てん狂院、刑務所等を繁盛させて国家の費途を増大させる。このため、軍隊の兵力を弱くして国家社会人類を害毒する。予防は習慣をつけないのが第一で、青少年の禁酒は父兄の一大任務であり、酒害を説くのは医学者の職責であると述べている²²⁾。

医学の知見は、広く禁酒運動家に影響を与え、

ない物づくし (現日本禁酒同盟所蔵史料ちらし)



生先止一本河 者作

文藝 禁酒

ない物づくし

△扱もないくはないものづくし
 何がないかと尋ねたら
 酒を飲む人ア意氣地がない
 のまなきア一向元氣がない
 其のくせのんだらだらしが
 さんと仕事にきまりがない。
 △あてにならないたよりない
 世間の信用がちつともない
 財布にお金のあつた事アない
 家内子供はやり切れない
 だから言事絶え間がない
 まだもないくはない物ばかり。
 △酔ふたらざまない見ツともない
 しつこい繰り言聞きともない
 足許あぶない力ない
 大事の約束あてがない
 トント秘密が守れない
 そこで相手にしてがない。
 △それも實際、無理はない
 ホントに仕様ない仕方がない
 一生出世の望みない
 望みないからやげが出る
 やげのかん八けんかん太郎
 喧嘩口論切れ目がない。
 (作者河本先生、風住敬太郎、備前の人)

△其の上からだも弱くなる
 飲んであたためためしはない
 四百四病の其の元も
 貧の病の原因も
 酒でないとは云はさない
 百害百毒百厄の
 長と云はるゝ酒飲んで
 一つもろくな事はなない。
 △早くやめるに越す事アない
 やめたらホントに世話はない
 ごへ行つても借はない
 恥をかか事更にない
 腹も立たない、喧嘩もしない
 悪く云ふもの一人もなない。
 △妻や子供の喜びは
 實にも響ふるものはない
 一家の幸福限りもない
 眞に禁酒の効能は
 筆にも口にも盡せない。
 △サアサ皆さん片時も早く
 禁酒しなされ、酒やめなされ
 禁酒するのわけはない
 思ひ切つたらそれでよい
 覺悟一つで何んのことアない。

會盟同酒禁縣山岡 八一下山内市山岡

「谷陽禁酒軍の歌」²⁴⁾

- | | | |
|---|---|---|
| 1 三つ児の魂百までも
守り貫く母の愛
膝の上から教えましょう
坊やは酒を呑むなよと | 2 一たんついた習慣を
とるは容易なことでない
いますぐ入れ禁酒軍
まだ酒の味知らぬまに | 3 罪も頑是もない子まで
親の酒毒が伝わりて
虚弱不良児低脳児
祖先に顔が立つものか
坊やは酒を呑むなよと |
|---|---|---|

「宗教による禁酒」から「科学(医学)的禁酒」へと方向づけた。その結果は、民衆の禁酒運動の手段である「歌」にも、反映されている。例えば、岡山県の濟世顧問である河本正二作「ないないづくし」は、文部省認定レコードとして発売された²³⁾。また、「谷陽禁酒軍の歌」は中谷村(現岡山県鏡野町)が5か年計画の禁酒村を実行する前に、村の青年団長が禁酒運動をおこなった際に流布したものである²⁴⁾。

さらに、医学博士松浦有志太郎の童謡「酒は毒」もあった²⁵⁾。これは、各地の禁酒教育において、医師が教育・指導的な役割を担うことをも意味し、当時「社会教化」と呼称される衛生教育の登場を要請する。

2) 濟世顧問制度における防貧の概念と禁酒活動(公衆衛生の萌芽)

濟世顧問制度については先述したとおりであり、岡山県の禁酒会・禁酒村には濟世顧問が多く活躍してきたこともみてきた。とりわけ、三浦伊助は医師であり、非基督教徒であったこと、社会病として捉えたことなど、禁酒観の転換に果たした役割は大きい。村の旧慣(特に葬式)による酒害はまさに社会病であり、村全体で取り組むべきであると考え、村長を説得して旧村単位を巡回し、映写機を活用して衛生教育を行った後、村民大会の決議を経て全村禁酒を実行した²⁶⁾。1924年、苫田郡上斎原村の初代濟世顧問藤木勇次郎によっても実践され¹⁶⁾、前記の苫田郡各町村協定の素地をつくった。岡山県禁酒同盟を結成した1914年は宗教団体が主であったが、

三浦伊助の登場によって濟世事業（社会事業）としても発展し、県及び県社会事業協会の後援を得ようになる。また、1923年には全国初の禁酒運動拠点施設である禁酒会館を岡山市内（現丸の内1-1）の目抜き通りに建設し、専門職員を置いた。1928年には岡山県「酒なし日」を制定、1933年には濟世事業計画標準例に「酒なし日」を位置づけ、全県的な取り組みとなった。

4. 組織的な活動：「酒なし日」と「禁酒村」

1) 「酒なし日」の登場

1921年3月13日、日本国民禁酒同盟は初の「禁酒デー」の啓発宣伝をおこなって以来、4月を制度化していたが、1923年の関東大震災を機に9月1日を「酒なし日」とした。岡山禁酒会では、1924年は「震災」と「無酒デー」を掲げた宣伝ビラを配り、大館禁酒会は大同生命（保険会社）の保険宣伝を機会に、保険と禁酒と結びつけて宣伝した²⁷⁾。

昨年の
大震災を深く思ひ
九月一日を
無酒デー
節約の第一は禁酒
民風作興の第一は禁酒
復興の第一は禁酒

（岡山禁酒会のビラ）²⁷⁾

このように、「震災」の災禍と、安心保証の「保険」等を、禁酒の意味に付加することによって「公共のための禁酒」が生成されたと言えよう。「酒なし日」について、柳田は「関東大震災の九月一日を記念して、全国に酒無し日の慣例を弘めようとする運動は、確かに一つの敏活なる捉え所であった。多くの酒飲みの心理は理論よりも、むしろこういう暗示によって動かされやすくなっているのである」と言う⁴⁾。そして、酒飲みの心理と「民風作興」「節約」をキーワードに禁酒運動が浸透していく。

2) 禁酒村の誕生の社会的意義

禁酒村の誕生略史は先にみたとおりである。1933年の全国禁酒村実情調査報告では、農村禁酒村17か村、地域（区字等）限定あるいは年齢制限による禁酒村は106か村であった¹⁶⁾。禁酒村は大正

末から昭和初期にかけて多くみられ、その背景には時局匡救の必然があったと先述したが、三浦によって発足した禁酒の堺村は他の禁酒村と時代のみでなく、政治・経済要因においても他と画される。堺村は社会病としての村の旧慣をあらため、禁酒の成果としての貯金であった。しかし、上斎原村の場合は村の負債償却であり、他の町村においても不況等で町村財政が破綻し、学校建設・道路整備等公共サービスが不可能となった場合の策であり、1932年からは農山漁村経済更生運動の策として発展している。このことは、1936年、岡山県社会課が発刊した県民への普及啓発冊子『国民更生・生活改善夜話』²⁸⁾の主人公、英田郡豊田村（現美作市）の濟世顧問黒田農が、熊谷博士の酒害説を根拠に節酒は衛生上良いこと、そのためには宴会等の慣習を改善する必要があると述べていることから、その普及度が明かである。

禁酒村について柳田は「……禁酒はやはり酒無し日のごとく、一部の割拠をもって満足しなければならぬのである。しかもこの実験は個人ではほとんど不可能であった。村や一つの部落が申し合わせをして、初めて禁酒をすることができたというのは、すなわちこの消息を語るものである。飲酒は本来は群の事業であったからである。個々の禁酒者の増加だけでは実際はこの問題は解決しえられない」と述べている²⁹⁾。古来、ムラの祭事として必須の飲酒は、ムラの慣習として定着していた。「土俗の群の事業」は、「土俗の群」によって「土俗の問題」を解決しなければならない。ここに、地域密着性と「土俗の群」の主体的参加を要するのである。そして、市町村財政の破綻（学校・道路建設等）、震災による必然性と詔（民風作興）そして法律（未成年者禁酒法）によって、宗教も、個々人の悪習慣も、土俗の旧慣も総てを統合する普遍性が付与され、「公共のための禁酒」が生成されたのである。

考 察

柳田は1930年に執筆した『明治大正史世相篇』で、禁酒運動について次のように発展過程を考察している³⁰⁾。

当初日本に来ていた親切な外国人が、われわれの酒の飲み方に眉をひそめて、何とかしてこれを止めさせようとした時には、外国人だけに土俗には変遷

があることを知らなかったのも無理はなかったが、その後各地で志を嗣いで起こった人までが、いくぶんか仲間の容易に同感する人だけの間で、思いやりの足らぬ批判をしていた弊だけは免れなかった。その結果は禁酒を迷惑とする者の側から、あれは耶蘇だからあのようなことを言うのだと、さもこの手段を通してわれわれの信仰を、打ち壊そうとする企てかのごとき悪評を放ったのであった。…中略…だから少数ながらも仏教徒の間に、別に独立して禁酒の運動が起こり、もしくはいずれの宗教とも関係なしに、新たにこの問題の社会的意義を、考究してみようとする団体が出現して、それらが全国の連盟を作り上げたということは、たとえばその協同がどれほど微弱であろうとも、とにかくに非常な大事件であった。彼らの仕事にはいやな誤解がなくなって、いずれもこれからは大いにやりやすくなったわけである。

また、笠は「禁酒運動は一般的な矯風運動の一部門とみられ得る近代的産物である」と言い、「その始めは多く宗教的信条に出発し、従って宗教団体の支持による一つの私的な矯風運動にすぎなかった。しかし乍ら近時に至っては漸く宗教宗派を超越した一つの社会運動となり、更に転じて国家的立法政策として各国の立法に現われんとする傾向を見るに至っている」と説明する¹⁵⁾。両者に共通する見解は、宗教から脱宗教へという変化であり、私的な運動で

はない、社会的な意義である。ただし、柳田は国家的立法政策にまでは踏み込んでいない。一方、笠は国家的立法政策と指摘し、日本国民禁酒同盟の運動方針（1927年）である①禁酒教育、②禁酒立法の完備、③郷土の禁酒化（禁酒村をつくる運動）の3点をあげながらも、社会的背景、国策としての勤儉貯蓄については言及していない。

以上、禁酒運動は近代的産物であること。その発展過程は「基督教から仏教へ」、そして「脱宗教」へと向かい「社会的意義を考究する全国組織」と「禁酒村」の誕生、さらには国家的立法政策へと発展したこと。つまり、私的な運動から公的な運動となり、国家的政策となったことが指摘される。

この私的運動から公的運動への転換の社会的背景には、先にみたように、岡山県における、鴨方禁酒禁煙会や岡山県節約同盟実行項目、苫田郡各町村協定などにみられる、勤儉貯蓄政策「(公共のための)節約としての禁酒」と三浦伊助の防貧や社会看護婦養成規定等に見られる「医学(公衆衛生)としての禁酒」、そして「酒なし日」に関する柳田の言と岡山禁酒会の宣伝ビラにみたように震災復興という大義名分が付与され、「公共のための禁酒」が生成された。未成年者禁酒法(1922年)成立のみでなく、岡山県の勤儉貯蓄政策や濟世事業としての発展は政策そのものでもあった。古来、ムラの祭事として必須の飲酒は、ムラの慣習として定着していた。「土俗の群の事業」は、「土俗の群」によって「土俗の

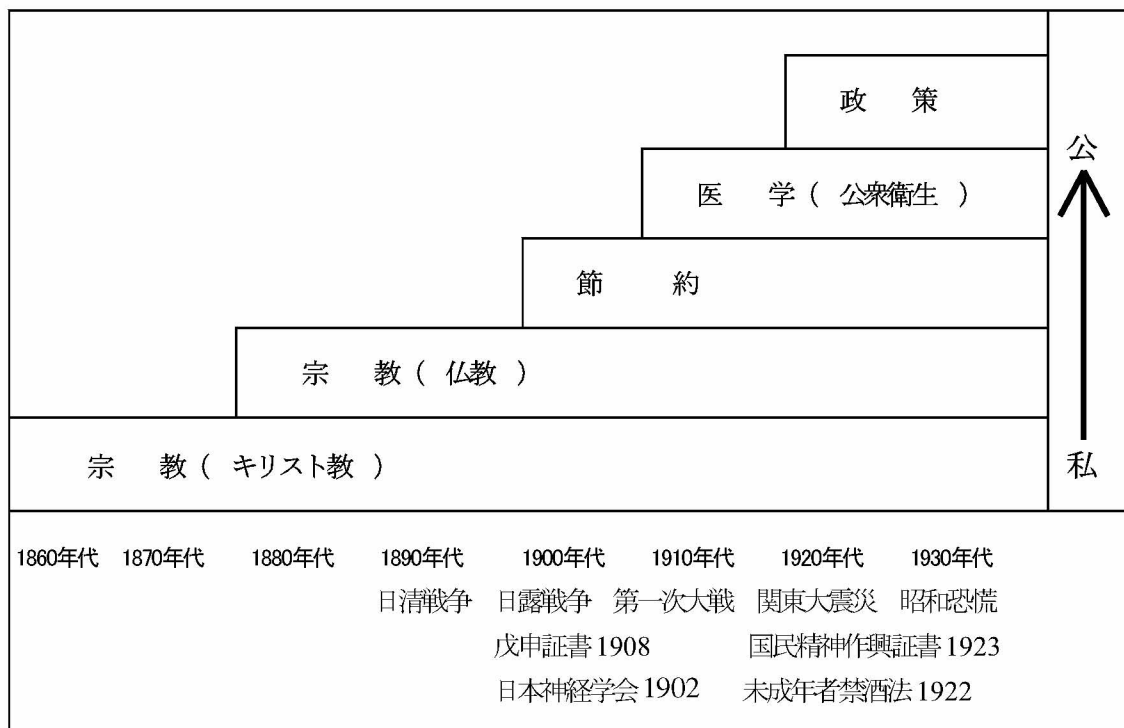


図1 近代日本における禁酒運動のパラダイム

問題」を解決しなければならない。ここに、地域密着性と「土俗の群」の主体的参加を要するのである。そして、市町村財政の破綻（学校・道路建設等）、震災による必然性と詔（民風作興）そして法律（未成年者禁酒法）によって、宗教も、個々人の悪習慣も、土俗の旧慣も総てを統合する普遍性が付与され、「公共のための禁酒」が生成されたたのである。こ

れらの変遷は表1に示したとおりであり、そのパラダイムは次のように、図式化できる（図1）。

む す び

我が国の禁酒運動は近代的産物であり、私的な運動から公的な運動そして国家的政策となったこと、そのパラダイムは、「宗教としての禁酒」、「節約と

表1 禁酒運動の変遷（明治期から昭和初期）

西暦	社会の動向	禁酒運動
1875		横浜に禁酒運動（基督教）
1876		札幌農学校「護国の盾」（基督教）
1877		横浜禁酒雑誌（後に日本禁酒雑誌）／北海道に禁酒村 アッキツの感化で柚木吉郎等岡で禁酒会（毎月演説会）*1
1886		京都反省会「反省会雑誌」（浄土真宗：本願寺）
1887		中山寛（弁護士）新聞広告で岡山禁酒会参加募り発会*2
1894	日清戦争	廢娼運動「廟清」
1895		（救世軍日本支部発足）
1898		日本禁酒同盟（会長安藤太郎）「国の光」
1899		日本禁酒同盟に岡山禁酒会（立石岐：60名）参加
1900	未成年者禁煙法	
1901		日本禁酒同盟、未成年禁酒法案提出（不成立）
1904	日露戦争	
1908	戊申証書発布	倉敷、早島（綱島氏）、岡山（河本乙次郎）に禁酒会
1909		倉敷少年少女禁酒団、倉敷婦人禁酒会
1912		鴨方禁酒禁煙会*3
1914	第1次世界大戦	福田禁酒会（邑久郡）岡山県禁酒同盟会（岡山市）
1915		豊安禁酒会（邑久村）
1916		邑久禁酒会（邑久村）
1917	濟世顧問制度	大阪禁酒会より宗教分離の提案、受理されず独立 禁酒大成会（雄神村：河本正二）
1919		巳未禁酒会（北川村：高橋慈本）濟世禁酒会（堺村： 三浦伊助）、津山、高梁、忠愛（邑久郡）、西大寺、沖 （上道郡）、吉浦（上道郡）、二子（庄村）、今城（邑久郡）、 玉島、県主禁酒会
1920	岡山県社会事業協会	南和気献酬廢止会（勝田郡）津山禁酒会（森本慶三）
1921	濟世委員制度	日本禁酒同盟：「禁酒デー」宣伝／和気禁酒会
1922	未成年者禁酒法	
1923	関東大震災 国民精神作興詔書	岡山禁酒会館設立／庭撫（都窪郡：御牧義太郎）、笠岡禁 酒会 岡山婦人廢酒会（禁酒会館内）
1924	岡山県勤儉貯蓄令	日本少年禁酒軍発会／岡山少年少女廢酒団（会館内） 香澄、井原禁酒会、赤和瀬禁酒部落（上斎原村）
1925		日本禁酒同盟：「禁酒日」（9月1日）制定し媒体作成 後月、玉（日比町）、香南（香々美村）、興国（岩田村）
1926	医療の社会化：社医研	龍華（高島村）、吉川（上房郡）禁酒会／石川県・福井県 ・群馬県に禁酒村・部落
1927		上斎原村禁酒村（藤木勇次郎）、南野禁酒会（土光午次郎）
1928		岡山県「酒なし日」／爪崎禁酒会（長尾町）、谷陽禁酒会 （中谷村）、落合禁酒会、興国禁酒軍（藤戸町）／茨城県 ・岐阜県に禁酒村
1929		中和（中和村）、昭和（妹尾町）禁酒会／滋賀県・鳥取県 に禁酒村・部落
1930	昭和恐慌	菅生（阿哲郡）、阿波（苫田郡）、東苫田、加茂（苫田郡）、 禁酒普及会（美山村）、美作禁酒連盟（津山基督教図書館 内：森本慶三）
1931	満州事変	北海道・長野県に禁酒村
1932	農山漁村経済更生運動	禁酒村全国に6か村
1933		中谷村禁酒5年計画、原尾島少年禁酒団（岡山市）、本荘 （邑久郡）禁酒会／全国禁酒村17、準禁酒村106
1934	西日本干害	大崎（勝田郡）、豊並（勝田郡）禁酒会 *4
1935		濟世事業計画標準例「酒なし日」

資料：『岡山禁酒会館の過去と現在』『近代岡山県社会事業史』『禁酒の日本』1928年3月号 p.29、
『岡山県史第10巻近代I』p.401、『日本禁酒運動の八十年』p.97、岡長平『岡山始まり物
語』p.187

注1) 柚木吉郎外窪田次郎（医師）も参加し、内容は衛生、経済等の文明開化で横浜に準じた。

注2) 1月25日山陽新報で加盟呼びかけ、3月21日41人で岡山禁酒会発足。

注3) 『近代岡山県社会事業史』p.803では1916年となっているが、陶守久泰氏所蔵史料「鴨
方禁酒禁煙会貸付台帳」の表紙に「大正元年8月創立」と記載されている。

注4) 『近代岡山県社会事業史』p.636では、興国禁酒軍（藤戸町）は大正15～昭和3年、大
崎並びに豊並は昭和9～15年になっているが、『岡山禁酒会館の過去と現在』に準じた。

注5) 太字は濟世顧問・委員

しての禁酒」、「医学（公衆衛生）としての禁酒」を経て「政策としての禁酒」であることを、具体的な史料をもとに明らかにした。また、「禁酒村」の実践史実から、日本古来の酒のもつ「土俗性」に由来すること、そのために「土俗の群」の主体的参加が必須であり、衛生教育が重要であると言える。そして、生活習慣病予防としての「適正飲酒」を推進するためには、史的観点からの生活概念も必要であることが示唆された。

謝 辞

こころよく貴重な史料をご提供くださいました禁酒会館玉井理事長・日本禁酒同盟事務局小塩氏・上斎原村史編纂室片田氏・陶守氏等、多くの皆様方の暖かいご理解とご協力で深く感謝申し上げます。

文 献

- 1) 大国美智子 (1994). 保健婦の歴史. 医学書院.
- 2) 健康日本21企画検討会・健康日本21計画策定検討会 (2000). 健康日本21 (21世紀における国民健康づくり運動について). 健康・体力づくり事業財団.
- 3) エリザベス T. アンダーソン、ジュディス・マクファーレイン編 (2004). 金川克子・早川和生監訳 (2007). コミュニティアズ パートナー 地域看護学の理論と実際. 第2版. 医学書院.
- 4) 柳田園男 (2003). 明治大正史世相篇. 講談社.
- 5) 守屋茂 (1960). 近代岡山県社会事業史. 岡山県.
- 6) 小塩完治 (1970). 日本禁酒運動の八十年. 日本禁酒同盟.
- 7) 岡山禁酒会館 (1976). 岡山禁酒会館回顧録. 岡山禁酒会館.
- 8) 小泉典章 (1993). 安曇野における禁酒運動の発足とその意義. 日本嗜癮行動学会誌, 10 (2).
- 9) 岡山県 (1985). 岡山県史第10巻近代 I.
- 10) 龍谷大学三百五十年史編集委員会 (2000). 龍谷大学三百五十年史通史編上. 龍谷大学.
- 11) 龍谷大学展示室 (2005). 稀書と大学歴史資料展3, <http://www.ryukoku.ac.jp/tenjishitu>.
- 12) 二宮一枝 (2005). 濟世顧問制度に関する研究－大正期における「防貧善化網」を中心に－. 岡山大学大学院文化科学研究科紀要, 19, 141-157.
- 13) 陶守家所蔵史料. 禁酒禁煙会台帳並びに貯金通帳.
- 14) 岡山県 (1938). 岡山県郡治誌下巻.
- 15) 笠信太郎 (1930). 禁酒運動. 社会思想社編. 社会科学大辞典1 (2004復刻版), 232. 日本図書センター.
- 16) 日本国民禁酒同盟 (1933). 禁酒村の実績. 日本国民禁酒同盟.
- 17) 今田吉助 (1925). 禁酒村訪問記. 禁酒の日本, 9月号, 28-29.
- 18) 上斎原村史編纂室 (1996復刻). 上斎原村史調査資料集成 (藤木荘江). 上斎原村教育委員会.
- 19) 日新医学協会 (1955). 日本医学の発達. 日新医学本社, 275-287.
- 20) 熊谷直三郎 (1924). 禁酒の科学的意義に就いて. 禁酒の日本, 7月号, 18-21.
- 21) 林春雄 (1925). 保健と酒. 禁酒の日本, 5月号, 26-33.
- 22) 大澤謙二 (1927). 酒の害と予防法. 禁酒の日本, 2月号, 20-23.
- 23) 日本国民禁酒同盟 (1926). 禁酒の日本, 6月号 (広告).
- 24) 鏡野町学校教育研修所 (1981). 鏡野風土記. 鏡野町.
- 25) 松浦有志太郎 (1926). 童謡「酒は毒」. 禁酒の日本, 1月号, 33.
- 26) 日本国民禁酒同盟 (1927). 教育本位の禁酒村－岡山県小田郡塚村の話－. 禁酒の日本, 7月号, 22-31.
- 27) 日本国民禁酒同盟 (1924). 禁酒の日本, 6月号, 48.
- 28) 岡山県社会課 (1934). 国民更生生活改善夜話.
- 29) 前出4), 244.
- 30) 前出4), 241-242.

Temperance Movement Paradigm in Modern Japan

Kazue Ninomiya

*Department of Nursing, Faculty of Health and Welfare Science, Okayama Prefectural University,
111 Kuboki, Soja-shi, Okayama 719-1197, Japan*

Abstract

This paper shows that the temperance movement in Japan is a result of modernization according to some historical records. This movement became a personal movement from the national policy. The paradigm of a temperance movement responded to the change of the times from a "religion-based temperance movement," a "movement for saving," a "medical moderation movement," and a "political temperance movement" including public health. Moreover Japan, from an historical practice of being a "temperance village for folk customs" was important and "grounded in active participation as a worldly group." It was indispensable and so it can be said that health education in Japan is important. It is suggested that the concepts of daily life from an historical viewpoint are also required to promote "proper drinking."